

【重要】 このお知らせは、必ず保護者に渡してください。

令和2年度私立高等学校等奨学のための給付金（専攻科）

制度概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得者世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。（返済の必要はありません。）

要件

令和2年7月1日時点において、次の①～③の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等（親権者全員）の令和2年度の市町村民税及び道府県民税の所得割（以下、「所得割」という。）が非課税であること。
- ② 保護者等（親権者全員）が、大阪府内に在住していること（※）
- ③ 生徒が、大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金の補助要件を満たし、休学していないこと
（令和3年3月1日までに復学した場合は給付対象となりますので、復学日までに学校事務室にお問い合わせください。）

※ 保護者等（親権者）のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し奨学のための給付金を申請しない場合に限り、申請できます。

注意

①の要件を満たしていない場合でも、家計が急変して保護者等（親権者）の収入が激減し、①に相当すると認められるときは、奨学のための給付金の対象となる場合があります。
このような場合は学校事務室へご相談ください。

給付金額

38,100円（年額）

申請先

大阪暁光高等学校 事務室内 提出ボックス

申請期限

学校が定める期限：2020年7月17日（金）

申請に必要な書類

- (1) 奨学のための給付金 受給申請書（以下「受給申請書」という。）
⇒様式第1号の3を使用してください。
※受給申請書の提出後に、申請者の変更（例：離婚・死別等による親権者の変更）、申請者の住所や連絡先の変更があった場合、学校から申請事項変更届（様式第2号）の用紙をもらい、学校に提出してください。
- (2) 住民税の課税額等を証明する書類の種類
⇒ 下記の「住民税の課税額等を証明する書類の種類」を参考にしてください。
- (3) 生徒本人の健康保険証の写し
⇒ 受給申請書2ページの指定箇所に貼り付けてください。
- (4) 住民票
⇒ 住民税の課税額等を証明する書類の発行者が大阪府以外の市町村である場合に提出ください。
（例）令和2年7月1日時点で大阪府内に在住しているが、令和2年1月1日時点では他府県に住所を有していた場合 など

住民税の課税額等を証明する書類の種類（親権者全員） ※1

下記①から③の書類のいずれか ※2

- ① 市（町村）民税・府民税特別徴収税額の決定通知書の写し
- ② 課税証明書又は非課税証明書の原本
- ③ 非課税通知書の写し

- ※1 保護者等（親権者全員）の課税額を証明する書類が提出できない場合（例：海外単身赴任の場合等）、給付金を受け取ることができません。
- ※2 控除対象配偶者が、所得割を課されていない（令和元年の収入が100万円以下）場合は、添付を省略することができます。
省略する場合、受給申請書2ページの「課税証明書等の省略」欄の口にチェックしてください。

給付金申請及び支給の流れ

- ① 学校を通じて、給付金の受給申請に関する事務手続きや支給を行います。保護者の皆さんには、学校の設置者に、給付金の受給申請に関する事務手続き及び給付金の代理受領を委任していただきます。
- ② 給付金は学校から保護者の口座に振り込まれます。**ただし、未納・未収金がある場合は、給付金を充当して相殺し、残金がある場合は残金が学校から保護者等の口座に振り込まれます。**
- ③ 給付金が振り込まれるまで、授業料以外の学校納付金の納付が困難で、一時的な納付猶予を希望する場合は、学校にご相談ください。

制度に関する問合せ先

- 教育庁 私学課 小中高振興グループ 電話：06-6944-6956 F A X：06-6210-9276
〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階
- ※ お電話の際は、「専攻科向けの奨学のための給付金の件」とお伝えください。